

仕 様 書

仕 様 書 番 号	第 1 号
作 成 年 月 日	令和8年2月13日
調 達 要 求 番 号	第640J1AX0001号
作 成 部 隊	第44普通科連隊 第4科 大原 那之
件 名	新隊員教育隊教場プレハブ賃貸借
場 所	福島駐屯地 燃料スタンドとなり
数 量	1 S T

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊福島駐屯地において実施する新隊員教育隊教場プレハブ賃貸借について規定する。

2 概 要

- (1) 6連棟 平屋1棟 幅2200mm、奥行7100mm、高2300mm、6連棟全幅13440mm 以上の大きさ（36人収容の広さ）の規模（電気引込線20m、遮光カーテン及びカーテンレールを含む。）の借り上げ。
- (2) エアコン 3台（3HP・单相200V）の借り上げ。

3 一般事項

(1) 共通事項

本仕様書に記載なき事項でも、当該設備の点検上、当然必要な機器等の準備は請負者において行う。

(2) 軽微な変更

役務における多少の変更については、金額の増減は行わない。

(3) 役務材料置き場等

役務材料置き場等は、監督官の指示した場所を使用する。

(4) 残 業

請負者は、やむを得ずして課業外に役務が及ぶ場合は当日12時までに監督官の承認を受けて実施するものとする。

(5) 災害防止

災害予防については常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突然事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て請負者の責任とし部隊の保障は一切行わない。

(6) 現場管理

役務現場への作業員その他の出入りの監督風紀衛生の取り締まり並びに火災、盗難その他事故防止について請負者は責任を持って十分な注意を払う。また、現場においては、常にその諸材料その他の整理及び清掃を行う。

(7) 着 工

請負者は役務前に着工届けを監督官に着工前に提出するものとする。

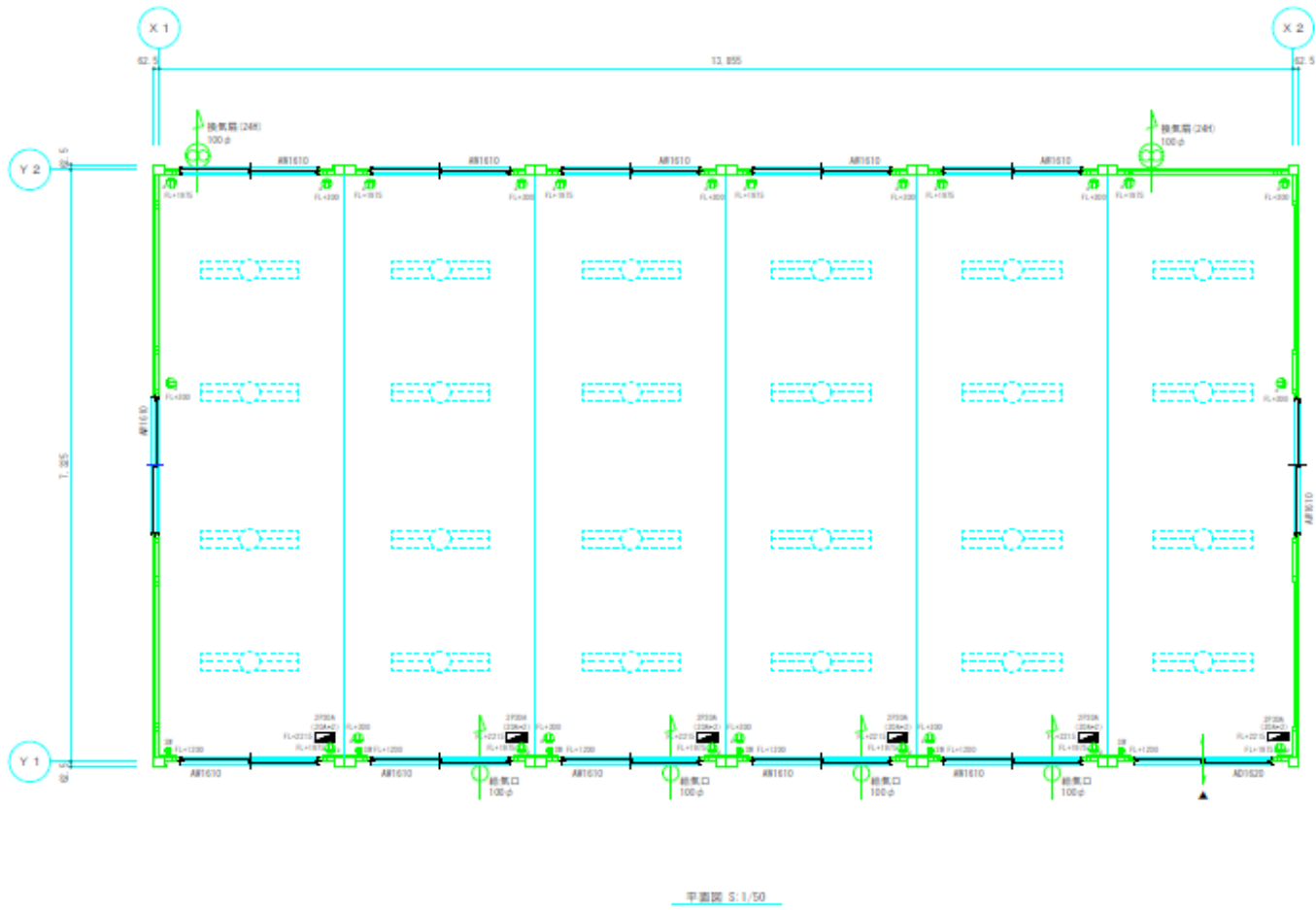
- (8) 工程表
請負者は役務着工前に工程表を監督官に提出し、承認を受けたのち着工するものとする。
- (9) 竣工
請負者は役務完了後関係書類を提出し、検査官の検査を受けて承認を得るものとする。
- (10) 電力の使用
電力の使用を必要とする場合は、使用申請書を提出し許可を受けた後、有料で使用するものとする。但し、室内照明等、監督官が認める場合を除く。

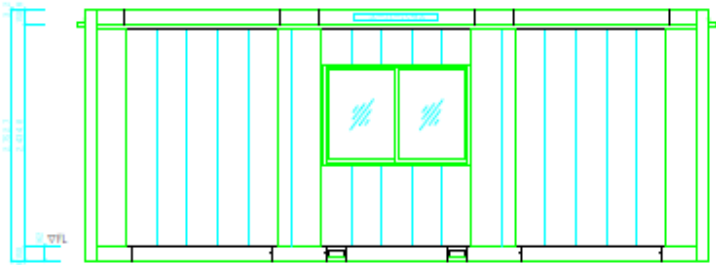
6 特記事項

- (1) 本仕様書によるほか、メーカー仕様並びに監督官の指示により行うものとし、仕様書に記載又は指示がなくても、技術的に当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。
- (2) 役務（賃貸借）
 - ア 賃貸借期間
令和8年4月1日～令和8年6月30日
 - イ 設置場所
「別紙第1」
 - ウ 仕様・規格等
「別紙第2」
 - エ 倒壊防止
強風等による倒壊防止処置を実施する。
 - オ 消防設備
新隊員教育隊教場プレハブに必要な消火設備を設置するものとする。
- (3) 平面図・内装仕様等
新隊員教育隊教場プレハブの平面・内装仕様及び設備設置計画を契約前に、官側へ提出し承諾を受けるものとする。

プレハブ設置場所

洗車場

[illegible]

[illegible]

